# 6 贈 与 税

## 統計表を見る方のために

## 1 利用上の注意

この章は、平成20年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成21年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成19年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

# 2 用語の説明 (平成20年分)

この章における用語の意義は、次のとおりである。

(1) 住宅取得資金等の贈与額 相続時精算課税制度における住宅資金特別控除に係る住宅取得等の資金の贈与を受けた金額をいう。

(2) 特定同族株式等の贈与額 相続時精算課税制度における特定同族株式等特別控除に係る特定の株式又は出資の贈与を受けた金額をいう。

(3) 納 税 猶 予 額 贈与者の法定相続人でかつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価額に対応する贈与税額として、一定の 要件の下に贈与税の納税が猶予され、その猶予される金額をいう。

## 3 贈与税の税率等(平成20年分)

#### (1) 曆年課税

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額について、下の表により贈与税額を計算。

基 礎 控課 税	注除後の 価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
税	奉	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控	除額	_	10万円	25万円	65万円	125万円	225万円

## (2) 相続時精算課税

特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から相続時精算課税の特別控除額を控除した 金額に20%の税率を乗じて贈与税額を計算。

# 4 贈与税の主な諸控除

(1) 配 偶 者 控 除

婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引続き居住の用に供する見込みであるときに、 2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。

なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。

(2) 基 礎 控 除 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。

(3) 相 続 時 精 算 課 税 特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から、2,500万円(前年に 係 る 特 別 控 除 までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額)と特定贈与者ごとの贈与税の課税価格とのいずれか低い金額が控除される。

(4) 相 続 時 精 算 課 税 に 係 る 住 宅 資 金 特 別 控 除 原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金等の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、その特定贈与者に係る課税価格から、相続時精算課税の特別控除額のほかに住宅資金特別控除額(限度額1,000万円) (前年までに住宅資金特別控除額を使用した場合には、1000万円から既に使用した額を控除した金額)と贈与を受けた住宅取得等資金の金額とのいずれか低い金額が控除される。

(5) 相 続 時 精 算 課 税 に 係 る 特 定 同 族 株 式 等 特 別 控 除 原則として父母から、一の同族法人に係る株式等の贈与を受けた場合(当該株式等の価額が500万円以上である場合に限る。)で、一定の要件を満たすときには、その特定贈与者に係る課税価格から、相続時精算課税の特別控除額のほかに特定同族株式等特別控除額(500万円)が控除される。